

# 第14章

## 行政改革・政策評価等の推進

## 総論

政府は、平成25年1月、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、全閣僚を構成員とする「行政改革推進本部」を設置しました。政府全体で各種の行政改革を進めている中で、文部科学省においても、業務・予算の一層の効率化や効果的な運用を進めています。

また、効果的かつ効率的な行政の推進に当たっては、既存の政策の効果やその後の社会経済情勢の変化に対応しながら、自らの政策を積極的に見直す姿勢が求められます。文部科学省では、政策評価制度と独立行政法人評価制度を通じて、個々の政策や独立行政法人の業務の必要性・有効性・効率性等を厳正かつ客観的に検証し、その結果を踏まえた見直しを行ってきました。この見直しを引き続き進めていくことによって、行政における企画・立案(Plan)、実施(Do)に加え、業績の測定・評価(Check)、その結果の次の企画・立案への反映(Action)という過程を盛り込んだ循環型の行政管理(PDCAサイクル)の推進、活用を目指しています。政策評価と独立行政法人評価の結果については、随時ホームページ等で公表することによって国民への説明責任を果たすことに努めています\*1。

なお、文部科学省が所管する教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術の各分野は、財政状況に対応して伸縮し難い面を持つとともに、その成果の発現が中長期にわたることなどを踏まえて、評価を実施していく必要があります。

## 第1節 行政改革等の推進

### 1 独立行政法人の見直し

独立行政法人は、平成13年の中央省庁等改革の一環として、国の政策を効率的・効果的に実現することを目的として創設された機関です。文部科学省では、教員研修や奨学金事業、博物館等の運営、最先端の研究開発などを行う独立行政法人を所管しています。

これまで、独立行政法人の事務・事業の見直しや不要な資産の国庫返納などが進められてきましたが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を受けて、26年6月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」が成立し、27年4月に施行されました。27年度からは、新制度の下で、各法人の事務・事業の特性に応じた分類(中期目標管理型、研究開発型)に即した適切なガバナンスの構築など、文部科学大臣が設定した明確なミッションの下で、各法人の政策実施機能が最大限発揮されるよう取り組んでいます。

なお、独立行政法人のうち、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を目的とする独立行政法人を「中期目標管理法法人」、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展、その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人を「国立研究開発法人」と言います。

また、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターを統合し、平成28年4月1日から大学改革支援・学位授与機構とするほか、法人間における業務実施の連携強化に積

\*1 政策評価・独立行政法人評価については参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/hyouka/](http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/)

極的に取り組むなど、効率化を推進しています。

## 2 地方分権改革

平成23年以降、計5次にわたって地方分権に係る一括法が制定されましたが、地方公共団体に対する事務・権限の移譲等を更に推進するため、政府において、27年12月に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（27年12月22日閣議決定）が策定されました。この閣議決定を受けて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下、「第6次地方分権一括法」という。）が第190回通常国会において28年5月に成立するなど、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大を図っています。

なお、第6次地方分権一括法において文部科学省に係る措置としては、公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金及び債券発行、承認TLO（大学等技術移転促進法に基づく承認を受けた技術移転機関）への出資及び大学附属の学校の設置を可能とすることとする地方独立行政法人法及び学校教育法等の改正があります。

## 3 国家戦略特区

国家戦略特区とは、経済社会の構造改革を重点的に推進することによって産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を推進する観点から、国が定めた区域において、規制改革等の施策を総合的・集中的に推進する制度です。

文部科学省関係では、公立学校の管理を民間に委託することを可能とする学校教育法の特例や、国際的な医療人材の育成のために1校に限り医学部の新設を可能とするための特例告示が整備されています。

# 第2節 政策評価の実施

## 1 政策評価の適切な実施

文部科学省では、政策評価に関する中長期的な方針である「文部科学省政策評価基本計画」と年度ごとの実施方針となる「文部科学省政策評価実施計画」を策定しており、これらに従って政策評価を実施しています。また、「文部科学省の使命と政策目標」を定め、政策の体系を明らかにしています（図表2-14-1）。

政策評価制度では、政策を実施する者が自ら評価を行うこととされていますが（自己評価）、客観性を高めるため、学識経験者などを構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、目標・指標の設定等について助言を得ています。

図表 2-14-1 平成27年度 文部科学省の使命と政策目標

<p><b>文部科学省の使命</b></p> <p>教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。</p>	
<p><b>政策目標 1 生涯学習社会の実現</b></p> <p>国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <p>施策目標 1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等                  施策目標 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大                  施策目標 1-3 地域の教育力の向上                  施策目標 1-4 家庭の教育力の向上                  施策目標 1-5 ICTを活用した教育・学習の振興</p>	<p><b>政策目標 8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b></p> <p>学術研究の振興や優れた研究成果の創出・活用を促進を図るとともに、科学技術振興のための基盤を強化する。</p> <p>施策目標 8-1 学術研究の振興                  施策目標 8-2 科学技術振興のための基盤の強化</p>
<p><b>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b></p> <p>子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。</p> <p>施策目標 2-1 確かな学力の育成                  施策目標 2-2 豊かな心の育成                  施策目標 2-3 青少年の健全育成                  施策目標 2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進                  施策目標 2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり                  施策目標 2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保                  施策目標 2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進                  施策目標 2-8 教育機会の確保のための支援づくり                  施策目標 2-9 幼児教育の振興                  施策目標 2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進</p>	<p><b>政策目標 9 科学技術の戦略的重点化</b></p> <p>国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と新興・融合領域への先見性、機動性をもった対応を実現する。</p> <p>施策目標 9-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組                  施策目標 9-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進                  施策目標 9-3 環境分野の研究開発の重点的推進                  施策目標 9-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進                  施策目標 9-5 原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進                  施策目標 9-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進                  施策目標 9-7 海洋分野の研究開発の推進                  施策目標 9-8 新興・融合領域の研究開発の推進                  施策目標 9-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進</p>
<p><b>政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b></p> <p>全国すべての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。</p> <p>施策目標 3-1 義務教育に必要な教職員の確保</p>	<p><b>政策目標 10 原子力事故による被害者の救済</b></p> <p>原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。</p> <p>施策目標 10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保                  施策目標 10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施</p>
<p><b>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興</b></p> <p>「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代の牽引役として社会の負託に十分応えるものと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方の関係性を構築する。</p> <p>施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上                  施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p>	<p><b>政策目標 11 スポーツの振興</b></p> <p>世界共通の人類の文化の一つであるスポーツの振興により、生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子供から大人まで心身ともに健全な明るく豊かで活力のある社会を実現する。</p> <p>施策目標 11-1 子供の体力の向上                  施策目標 11-2 生涯スポーツ社会の実現                  施策目標 11-3 我が国の国際競技力の向上</p>
<p><b>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</b></p> <p>学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。</p> <p>施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p>	<p><b>政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現</b></p> <p>優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。</p> <p>施策目標 12-1 芸術文化の振興                  施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実                  施策目標 12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進                  施策目標 12-4 文化芸術振興のための基盤の充実</p>
<p><b>政策目標 6 私学の振興</b></p> <p>私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>	<p><b>政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</b></p> <p>人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p> <p>施策目標 13-1 国際交流の推進                  施策目標 13-2 国際協力の推進</p>
<p><b>政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b></p> <p>科学技術と社会との調和に配慮し、国民、地域、国際等の視点に立ち、科学技術・学術政策を総合的に推進</p> <p>施策目標 7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成                  施策目標 7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興                  施策目標 7-3 科学技術システム改革の先導                  施策目標 7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進</p>	<p>■平成27年度に事後評価を実施する施策</p>



## （1）事後評価の実施

「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる46の施策目標のうち、平成27年度は、11の施策目標の26年度実績について、必要性・有効性・効率性等の観点で評価を行い、その結果を「文部科学省事後評価書（平成26年度実績）」（27年10月）として公表しました。

事後評価の実施に当たっては、「目標管理型の政策評価」を実施し、あらかじめ定めた目標の達成度合い等について、より分かりやすい形での評価結果の公表に取り組んでいます。また、評価書に施策を構成する行政事業レビュー対象事業を全て記入すること等により、政策評価と行政事業レビューの一体的な取組の推進を図っています。

## （2）事前評価の実施

平成27年度は、以下の三つの事項に分けて、政策の実施前に行う事前評価を実施し、27年10月、その結果を「文部科学省事前評価書（平成28年度新規・拡充事業等）」等として公表しました。

### ① 予算要求を行う事項

平成28年度概算要求では、10億円以上の新規の研究開発事業、拡充部分に10億円以上の新規性を含む研究開発事業の計8事業を対象に、事業の必要性・有効性・効率性等について事前評価を実施しました。

### ② 税制改正要望を行う事項

平成27年度税制改正要望を行おうとするもののうち、法人税・法人事業税・法人住民税に関する租税特別措置・税負担軽減措置の要望を行うもの4件を対象に、税制改正を行う必要性・有効性・相当性等について事前評価を実施しました。

## 2 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、予算要求や法令による制度の新設・改廃等の政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、政策に適切に反映されることが重要です。文部科学省では、平成27年度に行われた政策評価の結果が、どのように政策に反映されたかについて、28年3月に「政策評価の結果の政策への反映状況（平成27年度）」として公表しました。

# 第3節 独立行政法人の評価

## 1 独立行政法人の評価制度

文部科学省所管の独立行政法人は、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術といった各分野の政策目標を達成する上で極めて重要な役割を担っています。

平成27年度から制度が見直され、各独立行政法人の主務大臣が、業務の質の向上や法人運営の透明性の確保のために、「独立行政法人通則法」等に基づき、中（長）期目標の策定・指示、中（長）期計画の認可、業務の実績に関する評価、業務及び組織の全般にわたる見直し等を行うこととなりました。さらに評価の結果に基づき、必要があると認める場合には、当該独立行政法人に対する業務運営の改善その他の勧告を行います。

これによって、主務大臣の下での一貫した政策のPDCAサイクルが確立され、法人の政策実施機能が最大限発揮されることとなります。

## 2 独立行政法人評価の実施

平成27年度は、文部科学省所管の24法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む）の「平成26年度における業務の実績に関する評価」、11法人の「中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価」、1法人の「中期目標期間における業務の実績に関する評価」を実施しました（[図表 2-14-2](#)）。

また、平成27年度に中期目標期間が終了する法人（11法人）に対しては、政策評価に関する有識者会議や国立研究開発法人審議会の意見を踏まえ、「業務及び組織の全般に関する見直し内容」を決定しました。この見直し内容を基に、政策評価に関する有識者会議、国立研究開発法人審議会及び総務省独立行政法人評価制度委員会の意見を踏まえ、28年度からの中（長）期目標を決定し、法人に指示するとともに、目標に基づき法人が作成した中（長）期計画を認可しました。

図表 2-14-2 平成 27 年度に実施した文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価結果

◆平成 26 年度における業務の実績に関する評価結果  
(中期目標管理法)

法人名	総合評定
国立特別支援教育総合研究所	B
大学入試センター	B
国立青少年教育振興機構	B
国立女性教育会館	B
国立科学博物館	A
国立美術館	B
国立文化財機構	B
教員研修センター	B
日本学術振興会	A
日本スポーツ振興センター	D
日本芸術文化振興会	B
日本学生支援機構	B
国立高等専門学校機構	B
大学評価・学位授与機構	B
国立大学財務・経営センター	B
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	B

(国立研究開発法人)

法人名	総合評定
物質・材料研究機構	A
防災科学技術研究所	A
放射線医学総合研究所	B
科学技術振興機構	A
理化学研究所	B
宇宙航空研究開発機構	A
海洋研究開発機構	B
日本原子力研究開発機構	B

※評定は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。各年度における業務実績と評定区分の関係は、中期目標管理法は以下の評定区分1、国立研究開発法人は以下の評定区分3のとおりである。

◆中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果

(中期目標管理法)

法人名	総合評定
国立特別支援教育総合研究所	B
大学入試センター	B
国立青少年教育振興機構	B
国立女性教育会館	B
国立科学博物館	A
国立美術館	B
国立文化財機構	B
教員研修センター	B

(国立研究開発法人)

法人名	総合評定
物質・材料研究機構	A
防災科学技術研究所	A
放射線医学総合研究所	B

※評定は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。中(長)期目標期間における業務実績と評定区分の関係は、中期目標管理法では以下の評定区分2、国立研究開発法人では以下の評定区分3のとおりである。

◆中期目標期間における業務の実績に関する評価結果

(国立研究開発法人)

法人名	総合評定
日本原子力研究開発機構	B

※評定は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。中(長)期目標期間における業務実績と評定区分の関係は、国立研究開発法人では以下の評定区分3のとおりである。

(評定区分1)

- S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(評定区分2)

- S：中期目標管理法の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：中期目標管理法の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。
- C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(評定区分3)

- S：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

